

Ⅲ－２ 挑戦し続ける産業づくり

①新事業・新産業の創出と企業立地の促進

【現状と課題】

我が国の経済構造が、グローバル化の進展や技術革新の加速化などによって大きく変化する中で、企業は、積極的な研究開発を行うとともに、付加価値の高い新しい製品を生み出していくことが求められています。

また、世界規模での競争が激化する中で、各企業は事業所の再編や統合を進めており、県内においても工場の撤退などの事例が見受けられます。

企業が国や地域を選択する時代の中で、本県が引き続き経済的な発展を持続していくためには、高い競争力を持ち地域に定着し持続的に発展する企業を戦略的に誘致・創出していくことが必要となっています。

【取組の基本方向】

高い技術力・開発力を誇る企業の集積や、研究成果を多く保有する理工・医科系大学等の最先端の研究拠点、270 を超える居室を持つインキュベーション¹⁾施設など、新事業・新産業の創出を進める上での本県の優位性を十分に活用し、新規成長分野の振興を図るとともに、県内企業による新製品・新技術の開発を活性化させていきます。

また、企業立地促進法²⁾の活用などにより、地域に定着し発展していく企業を県内に誘致し、雇用の場の確保や地域の経済的な活力の向上を図ります。

【主な取組】

1 産学官の連携による研究開発の促進

県内企業が、低炭素社会や高齢化社会などの新たな社会のニーズに対応した新製品・新技術の開発や新産業の創出を行うためには、産学官が連携し、課題の克服に向けた取組を行うことが必要です。

そこで、専門のコーディネーター³⁾を設置し、企業相互間、企業・大学間のマッチングやネットワーク形成の促進を図り、国の競争的研究資金を活用することなどにより、社会ニーズに対応した新製品・新技術の研究・開発、新産業の創出を支援します。

2 ベンチャー企業・研究開発型企業の支援強化

ベンチャー企業の創出・育成や、既存の中小企業の研究開発型企业への転換の促進を図るため、東葛テクノプラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設の利用を促進し、インキュベーション・マネージャーなどによる企業の成長段階に応じた多面的な取組を推進します。

また、県内経済団体、企業等と協働のうえ、ベンチャー企業の育成支援を推

進めます。

3 技術の高度化と新技術の導入促進

千葉県産業支援技術研究所、東葛テクノプラザ等を中心に、実用化・商品化に向けた支援、研修事業や技術相談、知的財産全般に関する支援などにより技術力の向上を図ります。

また、企業情報の提供や企業間の交流により、県内の理工系大学、研究機関を含めた産学官の技術連携のネットワークを形成します。

4 戦略的企業誘致の推進

積極的な企業訪問活動やトップセールスを実施するとともに、本県の多様な魅力に関する情報の提供を行い、地域の特性・強みを生かした国内外の企業・研究所への誘致活動を展開します。あわせて、立地済み企業やインキュベーション施設入居企業などへのきめ細かなフォローアップにより、県外への流出を防止し、県内への再投資を促進します。

また、立地企業への助成や工業用水の確保等企业ニーズに即した立地環境の整備を図ります。

【注】

- (1) インキュベーション：新規に事業を起こすことを支援すること。
- (2) 企業立地促進法：「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」。地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援するため、企業の設備投資促進や人材育成を支援する制度等を定めています。
- (3) コーディネーター：大学と企業とのマッチングや、国の競争資金獲得支援、共同研究における様々な課題の解決の手助けを行う人材。

Ⅲ-2 挑戦し続ける産業づくり

②中小企業の経営基盤の強化

【現状と課題】

平成20年9月のアメリカ発の金融危機の影響により、県内企業の業績は急速に悪化しました。

経済情勢は一部に持ち直しの動きが見られますが、景気悪化以前の水準には戻っておらず、倒産件数は依然高水準で推移しています。

こうした中、特に、県内約13万2千の事業所の99.8%を占める中小企業では、従来からの問題である資金・人材などの経営資源の不足、競争の激化や販売価格の低迷、後継者不足による廃業の増加などに加え、景気低迷の影響による経営環境の一層の悪化が課題となっています。

【取組の基本方向】

厳しい経済情勢を踏まえ、緊急に必要とされる経済対策を総合的に検討・実施します。

それとともに、大きく変革する時代に対応し経営基盤の強化を図る中小企業を支援するため、経営力の強化や資金調達、事業承継¹⁾とリスクマネジメント等への対応について、支援体制を整備していきます。

さらに、販路開拓や海外市場取引などの専門的な知識が必要な分野についても、支援を進めていきます。

また、地域に密着した商店街などによる取組や農商工連携、地域資源を活用した取組などの支援を進め、中小企業の活性化が地域の活性化に結び付き、相乗効果を生むような振興策を進めていきます。

【主な取組】

1 中小企業の経営力の向上

地域社会を支える中小企業の多様で活力ある成長・発展を促進するため、中小企業者の自主的な努力を基本とし、創業・成長・発展の各段階に応じて、中小企業の立場に立った窓口相談や専門家派遣等を行うとともに、経営革新の取組の促進や中小企業の生産性の向上に努めます。

事業の実施に当たっては、地域力連携拠点²⁾等の県内中小企業支援機関と連携し、統一ある支援を行うとともに、金融機関や中小企業の事業再生を支援する千葉県中小企業再生支援協議会³⁾との連絡を密にし、支援内容の一層の充実を図ります。

2 資金調達の円滑化

県が融資に係る原資の一部を取扱金融機関に預託し融資利率を低減すると

ともに、信用保証協会⁴⁾による保証を付与することで、金融機関の貸出リスクを引き下げ、担保や信用力に乏しい県内中小企業者の資金調達を円滑化します。

3 販路開拓に向けた支援

中小・ベンチャー企業が独自に開発した優れた製品に対する県の認定制度などにより、市場性やブランド力を高めて、売れる製品づくりを促進します。

また、県内外企業との取引拡大のため、専門家による製品紹介や商談会の開催などの販売活動支援を推進します。

4 海外市場取引の促進

中小企業にとって海外取引は、国内取引に比べリスクが高いことや、取引先情報やノウハウ等の蓄積が困難であるなどの理由から、挑戦が難しい状況にあるため、海外市場を視野に入れた取組を検討します。

特に、ジェトロ千葉⁵⁾と連携して貿易投資相談を実施し、窓口相談から専門家派遣、展示会等への出展支援など海外ビジネスに対する集中支援を行い、事業が収益事業として育つことを目指します。

5 中小企業の事業承継とリスクマネジメント支援

中小企業にとって大きな課題である事業承継について、専門職員による指導・助言を行います。

また、大規模地震や風水害、新型インフルエンザ等の緊急事態における企業としての危機管理対策である「事業継続計画（BCP）」の取組の促進を図ります。

6 地域づくり・まちづくりと連携した地域産業の活性化

活力の低下が深刻さを増す、商店街をはじめとする地域商業を活性化するため、地域コミュニティの担い手として地域商業に期待される役割と本来の商業機能を充実する取組を検討します。

また、地域の資源を生かしたイベントの支援などを通じて、地域の顔となる中心市街地等に来訪者を幅広く呼び込み、恒常的な来街者の増加に結び付ける取組や、農商工連携や地域資源を活用した商品開発などの取組を促進します。

【注】

- (1) **事業承継**：会社の経営を後継者に円滑に引き継ぐこと。経営者の高齢化等により、今日の大きなテーマとなっている。
- (2) **地域力連携拠点**：中小・小規模企業支援に優れた「応援コーディネーター」を配した中小企業支援機関等で、国の委託事業として指定されている。中小・小規模企業が直面する課題にきめ細かく支援を行っている。全国で327機関、千葉県では7機関が指定されている(H21)。
- (3) **千葉県中小企業再生支援協議会**：中小企業の事業再生を支援するため、平成15年に各都道府県に1箇所ずつ設置。企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業の再生に係る相談にきめ細やかに対応している。
- (4) **信用保証協会**：中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の

- 円滑化を図ることを目的として設立された信用保証協会法に基づく特殊法人。
- (5) **ジェトロ千葉**：経済産業省が所管する独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の国内事務所の一つ。日本企業の輸出支援、地域経済活性化支援、外国企業誘致支援等を行う。

Ⅲ－２ 挑戦し続ける産業づくり

③雇用対策の推進と産業人材の確保・育成

【現状と課題】

平成 20 年 9 月以降の景気の急激な後退により、雇用情勢は、求人の減少、完全失業率の悪化、非正規労働者の雇い止めの増加など引き続き厳しい状況にあります。

特に、フリーター¹⁾をはじめとする職業スキルを積む機会が得られなかった若年層、出産・子育て等で仕事を離れた女性、障害のある人、中高年齢離職者などは、本人に意欲があっても就労、特に正規雇用としては難しい状況にあり、その対応が課題となっています。

一方で、介護分野や中小企業など、現状でも人材の確保・育成に苦勞している業種や企業もあります。

また、中長期的な課題としては、少子高齢社会の進展等により、労働力人口が不足することが懸念されています。

【取組の基本方向】

雇い止め等により離職を余儀なくされた人に対して、当面の雇用の場の創出・確保を行い、さらに雇用の継続を図っていきます。

そして、求職者が貴重な働き手として活躍できるように、求職者の就業支援や職業能力開発、求人と求職者のミスマッチの解消などを行います。

また、将来の労働力不足に対応し、本県の産業を支える地域の労働力を確保するため、女性や高齢者等の再就職支援に加えて、若年無業者（ニート²⁾）の職業的自立を支援するなど新たな労働力を確保する取組を実施するとともに、求職者・在職者一人ひとりの職業能力の向上を図っていきます。

さらに、働きやすい職場環境の整備を促進し、人材の確保・定着を進めていきます。

【主な取組】

1 雇用機会の創出

非正規労働者の雇い止め問題をはじめとする雇用環境の急速な悪化に対応するため、国からの交付金を基に造成した基金を利用して委託事業等を実施し、雇用の場の創出と継続的な雇用の支援を行います。

2 就労支援と職業能力の開発

フリーターをはじめとする職業スキルを積む機会が得られなかった若年層、出産・子育て等で仕事を離れた女性、障害のある人、中高年齢離職者等、意欲があっても就労、とりわけ正規雇用に至るのが難しい状況にある方などの就

業・定着を図ります。

また、離職者・転職者をはじめとする様々な求職者を対象に、高等技術専門学校や大学、専修学校、NPO 法人、企業等の教育訓練機関を活用して、就業に結びつく職業能力開発を進めます。

あわせて、働く側（求職）と雇用する側（求人）の双方の条件とニーズに視点を向け、求職者への支援を実施することで雇用のミスマッチの解消を図ります。

3 中小企業等の人材確保・育成支援

地域の中小企業における将来の労働力不足に対応するため、ジョブカフェちば³⁾等での採用支援や企業のOB人材の活用などにより、中小企業等の人材確保の支援を進めます。

また、ものづくり分野を中心とした中小企業等の人材確保・育成を支援するため、県と企業などとの連携による中小企業等への若年技術者などの人材供給や、中小企業等の従業員の能力開発を図ります。

4 働きやすい環境の整備

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての働く人が、仕事と生活の調和を図り、意欲と能力を生かして働くことができる環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランス⁴⁾を推進するとともに、多様で柔軟な雇用制度の導入が経済的に合理的であることについて、社会一般の理解を広め、意識を醸成していきます。

また、賃金・解雇・労働時間・労使紛争等の労働問題と、社会環境の変化・職場の人間関係などによる心の健康問題を持つ労働者が増加していることから、労働相談等を実施するとともに、労働関係法令等の普及啓発等を充実させ、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

【注】

- (1) フリーター：正社員として就職するのではなく、パート・アルバイトとして働いている15歳から34歳までの若者（学生及び既婚者は除く）及びそのような就業形態を希望している15歳から34歳までの若者（学生及び既婚者は除く）
- (2) ニート：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。
- (3) ジョブカフェちば：正社員として働くことを希望する15歳から39歳までの若者に対する就職支援及び中小企業の採用活動を支援する施設。
- (4) ワーク・ライフ・バランス：やりがいのある仕事と充実した私生活のバランスをとりながら、個人が持っている能力を最大限に発揮すること。人事戦略の一環として、この考え方を取り入れる企業が増えています。